

令和7年第4回

中部知多衛生組合議会議定例会

会 議 録

中部知多衛生組合



◎出席議員（15名）

1番	石川英之	2番	岩田玲子
3番	鈴木幸彦	4番	山本裕介
5番	伊藤正興	6番	石川よしはる
7番	石川喜次	8番	谷川健一郎
9番	松本万之	10番	久野勇
11番	肥田裕士	12番	盛田克己
13番	齋田資	14番	中村崇春
15番	伊奈利信		

◎欠席議員（0名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	伊 藤 辰 矢
副 管 理 者	久 世 孝 宏
副 管 理 者	鳥 羽 悠 史
副 管 理 者	山 田 朝 夫
会 計 管 理 者	中 野 直 樹
場 長	増 田 喜 政
統 括 主 任	石 川 収
常滑市市民生活部長	水 野 善 文
半田市市民経済部長	大 山 仁 志
武豊町生活経済部長	杉 浦 正 享
常滑市生活環境課長	澤 田 真 宏
半田市環境課長	太 田 敦 之
武豊町環境課長	北 河 晃

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 榎 原 康 広





ジ第28条までが「中部知多衛生組合職員等の旅費に関する条例」について、また、それに関連して附則の12ページ第5項「中部知多衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」、中段の第6項「中部知多衛生組合特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正」、14ページ中段の第7項「中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」及び、下段の第8項「中部知多衛生組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」について、新旧対照表の右側、改正前の欄に掲げる規定を左側、改正後の欄に掲げる規定に、下線部分で示すように改正するものでございます。条例の内容につきましては、16ページからの「資料」によりご説明申し上げます。

「1趣旨」でございますが、国内外における経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図ることを目的として、国家公務員等の旅費に関する法律が令和7年4月1日に改正され、これを踏まえ、国との均衡を図る観点から、所要の改正を行うものでございます。「2主な改正内容」でございますが、6点示しております。1点目は、宿泊手当の新設など旅費の種目を見直します。2点目は、一部を除き原則実費支給とします。3点目は、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とします。4点目は、旅行代理店等への支給を可能とします。5点目は、別条例で定めていた特別職で常勤の者の旅費の規定を中部知多衛生組合職員等の旅費に関する条例に1本化します。6点目は、別条例で定めている議員及び特別職で非常勤の者の費用弁償に係る規定中、引用条例を中部知多衛生組合特別職の常勤の者の給与及び旅費に関する条例からの中部知多衛生組合職員等の旅費に関する条例に変更します。

「3施行期日」でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。次に17ページをご覧ください。「具体的な改正内容」について、現行と改正案を比較して示しており、主な内容についてご説明させていただきます。まず、旅費の支給先について改正後は現行に加え、旅行代理店や引越し業者、クレジットカード会社等を追加します。出張の範囲について、改正後は在勤庁又は自宅等の居所等から用務先まで支給できるよう変更します。次に、「交通費」の鉄道賃について改正後は現行に加え、寝台料金や手数料等の付随費用を対象に追加します。また、現行の特別急行料金について片道100km以上という距離制限を撤廃します。最下段のその他交通費について改正後は現行に加え、駐車場代等の付随費用を対象に追加します。18ページをご覧ください。「宿泊費等」の宿泊費について、現行は「宿泊料」として管理者等と職員で区分し、食事料込の定額を支給しておりますが、見直し後は食事は含まず上限付きの実費に変更いたします。包括宿泊費については今回新たに新設される種目で、パック旅行費用に対応するものでございます。次に、宿泊手当について現行は宿泊料が支給されない場合に食事料として管理者等は3,000円、職員は2,000円～2,300円を定額支給しております



場長（増田喜政） ただいま議題となりました、議案第9号「中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。議案書でございますように新旧対照表の右側、改正前の欄に掲げる規定を左側、改正後の欄に掲げる規定に下線部分で示すように改正するものでございます。1ページの第1条においては、令和7年度における期末勤勉手当の支給割合の改定及び3ページ以降で給料表の改定について規定しております。9ページをご覧ください。第2条では、令和8年度からの期末勤勉手当の支給割合の改定について規定しております。10ページには、附則として各条文の施行期日等を定めております。改正の内容につきましては、12ページからの「資料」によりご説明申し上げます。「1趣旨」でございますが、国において、令和7年8月7日の人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与が改正され、それに準じて本組合においても一般職の給与を改定するものでございます。「2改正内容」でございますが、「（1）給料表の改定」につきましては、おおむね30歳台後半までの若年層の職員に重点を置いて、全ての職員を対象に給料月額を引き上げるもので、平均改定率は3.3%でございます。次に、「（2）期末勤勉手当の支給割合の改定」につきましては、一般職の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末勤勉手当の年間支給割合を4.6月分から4.65月分とするものでございます。表をご覧ください。本条例の改正内容につきまして、令和7年度の12月期にそれぞれの支給割合を示しております。13ページをご覧ください。先ほどの令和7年度と同様に、令和8年度以降の支給期別にそれぞれの支給割合を示しております。「3改正による影響額」でございますが、給料表の改定及び期末勤勉手当の改定により、会計年度任用職員以外の職員については合計21万4千円、会計年度任用職員については、合計12万2千円となる見込みでございます。「4改正の実施時期」でございますが、この条例は「2の（1）給料表の改定」については令和7年4月1日から、「2の（2）期末勤勉手当の支給割合の改定」については令和7年12月期の期末勤勉手当から適用するものでございます。以上、議案第9号につきましてよろしくご審議のうえ、ご可決たまわりますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（伊奈利信） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊奈利信） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 12 月 24 日

議 長 伊 奈 利 信

議 員 山 本 裕 介

議 員 松 本 万 之